

法と文学

—文学作品を介した法的想像（上）—

Law and Literature

— a lawful image in literature (I)—

大嶽 浩

Hiroshi Otake

Abstract

This paper deals with *a lawful image* in literature about *Law-Related-Study*. And *a lawful image* is autonomy.

The image of authors is the first image. And the image of readers is the second image.

And *a new image* contains the image of authors *at the Past* and the image of readers *in the Present*.

And *a new image* is the third image, and it is a fusion of a set of image *in the Present*.

I think that readers contribute to understanding of law *in the Present*. And they contribute to law-creation *in Future*.

目次

1 序	4 社会的領域の想像（以下、次号）
2 はじめに	5 おわりに
3 個人的領域の想像	6 総括

1 序

—「法—関連—学習」期の法の初学者は、＜過去に＞文学作品をよく利用（読書）した経験により、＜現在に＞「法の理解」について、容易に（具体的に）、体験できるとともに、＜未来に＞「法の創造」に貢献できる—

一般に、「法」を学習する際に、強く文学作品の利用（読書）が勧められるのは、《文学のなかの法》の観点からする読書の体験が、＜過去に＞その体験が豊富であればあるほどに、「法」を個別的にとはいえ「理解する」について、＜現在に＞容易に体験できるからであり、あるいは、《文学としての法》の観点からする事象（想像、甘え、間、寛容など）の

体験が、〈現在に〉その体験が多彩であればあるほどに、将来の「法の発展」に必要な、現在の「法的想像力」を総合的に「観察する」について、容易に体験できるからして、初学者の初期の学習においては経験則上からも観念上からも、よく適しているからである¹⁾。

したがって、法的想像力の解明には、「想像は想像力への架橋」の題目のもとでの「想像」の基本的な考察が必要と考えられるため、小稿では、まずは文学的な想像自体とその想像の周辺の事象の有り様を整理／統合してみることにする。

1-1 利用の有用性

「文学作品を介する法の学習²⁾」は、その学習が初学者の「法—関連—学習」期のものであろうとも、専門的な「法学習」をなす場合とを問わず、どちらも、〈現在に〉「完全な正義」と「完全な秩序」を同時に実現し、その状況が、〈未来に〉維持されることを、永遠の（最終の）目標としていることにはかわりはない³⁾。その最終の目標は個人的立場からすれば、理想として、主観的な真理の「解明」と客観的な至福の「達成」との同時成立（並立）をめざして、各自が各自の立場での、後天的な工夫（研鑽）によって図られものであり、社会的立場からすれば、現実として、先天的に法に備わる二つ要素の、一つは「論理と正確さと整合性を最優先する“法”というものの宿命さ⁴⁾」そして、二つには「法の強い技術性と永い伝統性⁵⁾」の影響（作用）が、長年にわたって継受されているために、〈未来に〉解明（達成）されるかどうかの期待は別にして、〈現在に〉同時に成立させることは、初学者はもとより、法を追究する（学ぶ者）すべてにとり、困難／不可能な問題（状態）となっていることも、かわりがない⁶⁾。

そこで、永遠の目標に替えての暫定的な目標として、現実として、個人的には「法の創造に携われる程度の法的素養」の涵養と、そして理想として社会的に「社会システムの運営に携われる程度の法的技術」の獲得との「同時」成立という、再設定を試みるも、異なる方向に走りゆく二兎を同時に追っているという本質に変わりはなく、その同時の成立の願望／期待は、伝統的な教養観をしりぞけ、〈現在に〉困難を来していることについては、同様である⁷⁾。しかし、空間的に同時に成立させる術を探るのではなく、継時的に、具体的な事例（事実）で物語ることを可能にするのが文学作品であるから⁸⁾、読者（初学者）は作品を、〈過去に〉「早期から」利用する（→した）という実績をのこすことで、「法」の理解が、〈現在に〉少なからず容易になり、文学的想像事象により法の創造も、〈未来に〉容易になる⁹⁾。

1-2 想像の他律性

一般に、個としての人は「目の前にないものを見る。はるか昔のことに想いをはせるずっと先のことを考える¹⁰⁾」能力を根本的に授かっているため、過去の該・事件に関連（対応）して派生している過去の雑多な無自覚的な、複数の「思い（想像）」を、〈現在に〉た

だ一つの事象に収斂せしめるべく、個人として、よく思案するべき「意欲」を発揮している。つまり、意欲を発揮しているからこそ、発揮しているすべての人は、その属する社会において、個人としてかかわって生きていけるのであり、この、想像の「体験」を誰からの具体的な指示もなく、先天的に、無自覚に受容できる点において、この点が人たる所以であるとともに、「時間や空間を超えて想像できる」人間の、他律の想像を受け容れることのできる資質であるとはいえ、この資質は後天的に獲得できる重要な「ひとの知性」の一つでもある¹¹⁾。

ベーコンは、「真理」についてその解明が可能であるとすれば、それは究極の「真理」性に虚偽がまざりこんで、絶えず快樂が付け加えられているからであり、人の心から誤った評価や「気ままな想像」が取り去られれば多くの人心は貧しいものになる、と人生(真理)にしめる想像の大きさを強調する¹²⁾。さらに、「あわただしい幸運はせわしない人間を作るが、経験から学んで得た幸運は有能な人間を作る¹³⁾」ともいうが、これは慎重さに欠く、あわただしい想像(概念)の認識は真の想像=読者の位置での、次行の対想像=を誘い込むにまで至らず、結局は新しい想像の出現がないために、完全な想像の一事象とは評されないが、作者の位置での、先行の対想像を確定した事実としている点で、自律性があるとはいえ、先行の対想像を認識しない空想とは峻別されねばならない。コールリッジも空想と想像との区別を強調しているが¹⁴⁾、なにをおいても想像の想像たる特色は、他律性なのである。

1-3 対想像の一組性

文学的想像は、作者と読者の時間差のある「対想像」の「体験」を^{プライオリティ}素^素にしている。体験とは、至福についていえば、その達成に至るまでの、ツルゲーネフいうところの、時の経過が長いのか短いのか、それに気づくこともないような体験を送ることができている時期においてこそ、同一社会の人(隣人)のそれと比較して、その人は「もっとも(とりわけて)、幸福(至福)である¹⁵⁾」と観念できる(想う)ときの、周りの状況であり、その体験が複数、<現在に>用意されることで、<未来に>民主的意義を担う「日本社会の『法化』¹⁶⁾」社会で豊かな法的想像力を観察することができるのであって、個人的には、一々の「体験」ではあるが、多くの人の体験の「集積¹⁷⁾」が、<現在に>法的想像力観察の^{プライオリティ}素^素となる。

対想像のその1は、一作者の文学的体験(表現)の「集積¹⁷⁾」を前提にした、<過去に>文学的想像力を観察できる作者による「想像」であり、その2は、作者のそれを前提にした読者の読解による「想像」であって¹⁸⁾、それぞれの対想像の想像がその他律性ゆえに、複数の人において一致/類似することがありえても、その想像は「必ず相反する2種の認識から成り立つ」という構図をもち、その構図が前提になっているからこそ、各人各様の意思(意欲)で異なる想像力事象の観察が認められることなるのであって、

想像の実態は、対の想像が一組で形成されているところにある。ちなみに、P. B. シェリーは「いわゆる理性・想像力という二種の精神活動の一考察法¹⁹⁾」として、先行の reason に対し広範な imagination を対立させているし、ブレイクにおいてはもっと広範に「対立なくては進歩はあり得ない。陽と陰、理と力、愛と憎しみとが人間の存在に必要である²⁰⁾」とあって、もっと広範な imagination を対立させている。このように、法的想像に内在する「二項対立²¹⁾」の視点は、〈現在—しかし、ただちに過去になる—に〉法的な紛争、利害の対立の解決に有用（必要）な手立てとして²²⁾、もともと文学作品に内在しているのである。

1-4 想像の多様性

想像には、「物くさ太郎」でいえば自己の住居にまつわり「現実から離れた処」であまりも空想的な、「あつかまし」言動をとっているかのように観察できても、意外にも「これほどの径庭のあるのは世の習い²³⁾」とされるような向こう側を想う、2者の中の「幅が狭い」場合の、文言（表現+読解）による出現のほかにも、対象作品を直接/間接に「みる」ことも可能であり、読者（初学者）は深く（近く）「芸術家の視覚的な体験」をも共有できる可能性が「高い」など、想像は多様な形態で体験されている²⁴⁾。

ただし、「みる」ことは、一般に、真理の核心（中心）に向かう（直線ように見えるが、真実は）渦巻きであり、現実には「大きさの異なる円がならんでいる」だけで、中心（真理）にたどりつくことができない²⁵⁾、という単純な教訓的な物語を提供するだけにおわり、「幅が狭い」ほどに、想像との関係は薄くなる逆転的営為であって、（想像を出現させる）背景の役割に徹せざるを得ないとはいえ、「幅が広い」場合には、より慎重に線をたどることになるその文学的体験（表現）は、錯視であれ幻想であれ初学者にあっては、それと現実との両者を区別する契機（意欲）さえなくさなければ、自律性がない点はおなじであり、個人にとっては現実社会における、幅が「狭い/広い」体験としてつぎなる法的想像力の解明への架け橋となる²⁶⁾。

2 はじめに

—文学的想像を、〈過去に〉具体的・個別に体験している初学者は、健全な法的想像力の観察について、〈現在に〉容易に体験できる—

初学者にとっては、「先行して、想像という事象を読者に提供している」作者により、「ほめたたえるために生まれてきたのだ。ののしるために生まれてきたのではない。否定するために生まれてきたのではない。肯定するために生まれてきたのだ…²⁷⁾」と表現された（うたわれた）詩作の意図（効果）について、冬（真理）そのものが直接表現されているわけではないと理解する（できる）のは、一般的であろう。

したがって、もっぱら次行たる読者の立場からの、彼の周囲の景色(思想)の解明を試みるという間接的な読解によって、読者は「冬」を認識(→想像)することになるが、<過去に>このように文学的想像(新しい想像)を体験したことのある法の初学者は、健全な法的想像力の観察について、<現在に>容易に体験できる²⁸⁾。

a. 正例題・その1

星新一「ホンを求めて²⁹⁾」は、作者が先行者の観点で、真理(至福)とは「何か」を、先人の助言を得て、<過去に>解明(達成)しており、<現在に>市民社会を支えて都会で生活する人(作者)として律するが、<現在に>地方で生活する人(読者)は、その観察がされるような、文学的想像の出現を、<未来に>期待して、さらなる旅(物語→想像)を、<現在に>継続する(努力する)。

つまり、<現在に>正義と秩序との調和をめざす、「作者自身による旅(想像)」に、「読者の批評性のある読解」を重ね合わせて一組の「対想像」に統合(・融合)することで、新しい想像が出現することを促している(-読者への、さらなる読書の期待-)のであり、<過去に>各読者に共通の、一々の、幾多の体験が「集積」してこそ、“健全な”法的想像力事象が、<未来に>観察されることになる³⁰⁾。

b. 主体像・その1

都会で生活する「人」は、具体的な個性をもつ、個人として表現する人(作者)であり、格別に意味ある存在として、<現在に>在るのみならず、<未来に>至福(真理)について責任を負う無限の存在である。「現実の生活とはべつの次元に、意識の生活がある³¹⁾」読者に範を示す、先人としての人であって、ボーヴォワールいうところのユマニテ(人間)は「死ぬべきものではない³²⁾」人である。

そのため、「個性的な、作者の手になる真理」が複数存在し、逆説的に、<現在に>「真理は空位になっている³³⁾」ともいわれることになるが、真理の追究(の中心/主体)は、本質上、「法」学習期に文学作品を活用する読者の、さかんな「ホンを求める」意欲(と彼を取り込む社会の、読者の社会への働きかけの要請)をまっぴらなされるべきものであるから、作者が社会の中で圧倒的な存在感のある人であることを絶対的な条件とすることは、当然であろう³⁴⁾

c. 反例題・その1

しかし、カフカ「門格一敲³⁵⁾」は、先行の役割をみずからして望まず、作者でありながらも、読者の立場で《一の》次行として最初から批判的な想像を展開する。「真理」の解明のため)妹が門を叩いたことについて、兄である「私」は共同責任(連帯不法行為責任か?)

を追及されるという状況におちいっても、自身は「都会人」であるから、事態は深刻化せず(妹の門叩きの行為は器物損壊とか侮辱といった刑事ではなく、叩いたことによる音で精神的苦痛を住人に与えたという民事であろうから)、たとえその住人は「大きな屋敷」を構えている人であってもその区域の「百姓たち」は「私」を尊敬しているから、容易に解決すると「想像」するのだが、審議のために用意された「部屋は農家の部屋というより、牢獄に似ていた」こと等により、この先に、ただならぬ事態の進展をうかがわせてしまう勢いである。

したがって、この事態の進展次第では初学者には、文学作品が法の理解のたすけになるというより、任意で「部屋のしきいをまたいだ」私に、再び外の「空気を呼吸する」機会があるかどうかという現実的な問題に関心が移り、真理の解明に支障をきたしてしまう可能性もあり³⁶⁾、むしろ、作品を気楽に利用する「柔軟さ」は、<現在に>危険な側面となる。

2-1 真理(至福)と想像

人の不幸の実相は、平面的に種々雑多であるために、抽象的な定義にはむかず、個別的な例示による説明ということになる。つまり、不幸は、<現在に>「個性的で、特異な存在」であるため、他の多くの分野でも同様であるが、文学作品からの文学的想像に全面的に頼らずとも、その表出した姿はすでにして、自身の分野において具体的³⁷⁾であるのに反し、「すべてにおいて似通っている普遍的な存在³⁸⁾」である幸福感(至福)については、その法的定義は、<現在に>不必要—あるいは立体的に種々雑多であるために、不可能—であり、ただ読者の将来を視界におけば³⁹⁾、過去、現在を区別して、不幸という平面記個別概念を駆使する、その不幸とは真逆の至福を、<現在に>提案する、作者の文学的想像に頼ることになる。

さらに、その想像とは別ものである、想像力がその内容について、いまだに曖昧であるにもかかわらず、法分野で重要視されるようになり⁴⁰⁾、「このコンセプトなしに何物かを語ることを、もはや現代社会は許さなくなっている⁴¹⁾」という評価を受けるほどの地位を現在に保ってはいるが、基本は自律性がない想像の、現実的と理性的との扱われ方である。現実的には、「不幸な家庭といっても、それにはさまざまなかたちがある」ことを受容し、理性的には「目標(幸福)の核心を目指す主たる人(作者)の個人的「旅」の、至福としての一の想像例を法的なその理解の素材として利用(転換)することで、豊富な個人的「旅」から、社会の要請との相互関係のうちに、<現在に>一の健全な法的想像力の事象を観察できるのである⁴²⁾。

2-2 文学作品と想像

文学的想像力事象の「観察」に関して、初学者が「法と文学の一体感」を感じるのは、

先行する「作者の作品という創造の《実現》の源は、想像力である」こと、さらに、その先には「想像の《出現》があった」ことを是認するに抵抗感がなく作者による文学というかたちで物語られる、一の幸福という「一般的事象⁴³⁾」と、次行のそれぞれの読者により幸福を定義する／実践する「特定の事象」とが相互依存の関係を維持し、結論的に至福の要件が具体的に列挙／明文化され、集積されていくという、法と文学は、「未来はさておき、現在と過去については盛んに、交流している」という近い関係にあり、「人間生活に関わる事項⁴⁴⁾」で重なる部分が多いからである。

ロビンソン・クルーソーのように、＜現在に＞孤島で1人で暮らしていれば、想像の出現を「待つ」必要はないが、人は外形的には「経済上、日々の暮らしの上でも1人でやっつけていける」うえに、さらに内面的にも「意識としては自分を1人と考える」ほどに自立してはいても、他方において、精神的には自分の中に存在する「自分ではない人間を一個の他者」としてとらえ、形式的には一人ではあるが、本質的には二人で一つの「社会」を構成しているとみなさなければならないことが「必要な時代になってきている」ように⁴⁵⁾、想像はどんなに自立している人であれ、その出現はすべてのひとに必要である。人は読者として、＜未来に＞有益／幸福であろうとして、＜現在に＞日常生活での平穩を工夫するのあまり、「過去の経験／知識を活用すること」に意を用いず、結果として、＜現在に＞その社会の秩序／幸福が維持されているのであり、そのために、作者が「表現したい以上の幸福」を、＜未来に＞想像できる、先行者のみに与えられる特権を、＜現在に＞保持し、現前では見えない、知らない部分が存在しても、＜未来に＞「知っている」に昇華／代替させる重要な役割を担っている。読者は初学者として、「我々は語ることができるより多くのことを知ることができる⁴⁶⁾」のである。

2-3 主と従の、対想像

想像力事象は、創造性の実現が、＜未来に＞確実視される場合には、結果的には評価されても、＜現在に＞プラトンは正面からは肯定的な評価をしていないし、ヒュームにいたっては「想像力の飛翔ほど理性にとって危険なものはない⁴⁷⁾」と評するなど、単体の想像にはその性格上、《主たる》根源的なものが次々と新たに用意されやすい「身軽さ」が危険であり、さらには《従たる》人間の想像力が実現する際に、「破壊的潜在力の暗い面」と結びつく危険がある⁴⁸⁾。もちろん、「身軽さが危険」とはいうものの、想像には自立性が認められないことを考慮すれば、当該事象の周辺の賑わしさが予測されて好ましい現象ではある。

本来的に「対想像」の一組の設定は、危険性の拡大を招くことになっても、先行の、主たる「個人の意欲による想像」の変化によって、次行の、従たる「社会の要望による想像」も生成・変化する関係にあり、先と次の、《一致しない、二つの部分（それぞれの固有の幸福）》が相互依存関係で第三の想像（新しい想像）をより活発に出現させ、それとの交

流が複雑・雑多のなかで、時間をかけて創造（新しい幸福）を志向するために、＜未来に＞その「実現」する可能性が低くなっている。

2-4 批判性と健全性

一般に、「すべての始まりを、物語中の事実認定におく」ことを、読者は個人的に、次行としての立場において読解／解釈しているが、その次行の「解釈」は、個人的な「社会に向けての批判性⁴⁹⁾」のある「一の想像」の解釈でもあり、その解釈の両者の立場にもとづく特異性は、初学者にとり「個人の意欲が一方的に社会の要請に応える」という事実の片務的依存性からきている⁵⁰⁾。

したがって、個人の意欲と社会の要請との相互依存でない、不均衡な関係から生じる、幸福をめざす作者の折々の、《季節の変化を愉しむ⁵¹⁾》読者との交流は、＜現在に＞すべてに先立ち想像にかんして、＜現在に＞出現する素材として、具体的かつ批判的に、＜現在に＞提供されているということになる。さらに加えて、想像力は複雑な意思／感覚が関与してくる重要な事象であることを予測／予定できるため⁵²⁾、予備的にまずは「想像」そのものを把握すべく、それを個人的と社会的との、2項が対立する領域とに分け⁵³⁾、それぞれが、一方向的に依存している片務性を確認し、＜未来に＞どのような創造力の「実現」がみられるかは別として、＜過去に＞体験したことがある「豊富な」文学的想像を^{プライオリティ}「素」にした、読者の立場で読者自身によって文学的想像力を観察することで、＜現在に＞「健全な」法的想像力（“Good” lawful Imagination）の観察について、＜現在に＞容易に体験できるのである⁵⁴⁾。

3 個人的領域の想像

一対想像が融合した「新しい想像」を、＜過去に＞体験したことがある法の初学者は、法的想像の事象について、＜現在に＞容易に体験できる一

一般に、真理（至福）の「ホン」を、＜過去に＞体験したことがある作者は、直接的に追究して得た真理の「解明」（個人的啓蒙）の変遷を、《読者が継時的に複数ある解明のうちから、後刻、読者の学びの目的に応じて空間的に一点に特定される特殊的「読解」をおこなう》であろうことを予定し、その予定を^{プライオリティ}「素」にして自己の表現（先行の想像）としている⁵⁵⁾。

したがって、その予定に呼応して、各学習者はそれぞれに一つを選択／指定してこれを^{プライオリティ}「素」にした自己の読解（次行の対想像）を「組み込む」ことにより、＜過去に＞統合・融合⁵⁶⁾したことで生じる常に新しい、一つの想像の体験により、法的想像の体験が、＜現在に＞容易となる。

a. 正例題・その2

星新一「想像のなか⁵⁷⁾」は、個別的(個人的)に「自由(秩序)を求めて」修養の形式を予想する(方法を工夫する)人のそれが、冒険的で危険にみちていても、主観的には「安全が保証される」体制下ではあると想うところのもののために、「統合された一の想像」の細部に至るまでの鮮明な想像の出現を、初学者は安んじてまっすることができる。

そのため、「変化」への期待表明の実績が、<現在に>完全なカタチで伝えられていないにもかかわらず、初学者にあつてはこの種の作品を読解することで、<過去に>自己の教養的「啓蒙⁵⁸⁾」事象が、<未来に>充実したカタチになっているかどうかは別にして、法的想像の体験について、<現在に>容易である。

b. 主体像・その2

修養の形式を予想する「人」は、経験的・具体的人間としての人であり、それは文学作品を介して法秩序の否定へ歩む「不思議な生き物」としての人であり、また、法における人間とは《ロビンソンやアダム(といった個人名)ではなく、つまり、孤立した個体ではなく、社会の中なる人間、すなわち、集合人》であつて、さらに私法に関し、「私法、すなわち、『市民』法が知っているのは、相互に自由なる決定にもとづいて契約を締結する平等な権利主体のみである(る)」人である⁵⁹⁾。

そのため、「…僕らはいつでも二人で孤独だった／…／孤独な二人から一人を引いたら、残りは多分人ではなくなる⁶⁰⁾」といわれるように、ここでの「人」は必ず作者をして読者の存在を予定している、その作者であり、2人は「差し伸べられた細い手／助けようとしてきみは助けられる／…⁶¹⁾」関係にあるだけでなく、2人の間にある「共通の思い出」が一生、2人の前に展開される物語の、遠景の役・基盤をなすことにもなる、その人でもあるのである⁶²⁾。

c. 反例題・その2

しかし、カフカ「橋⁶³⁾」は、ぼく(橋)はいつか、川を渡る人の役に立とうと、孤独に耐えてその時がくるのを待ち続け、ついにその時がきたのに、少しばかりの邪念・空想・想像(彼の姿、様子をうかがう)のおかげで、バランスを崩して彼を巻き込んで落下してしまい、自身は自然にある川底の小石にまで抵抗されるにいたり、そこには橋の存在しない元々の自然の景観／基盤が存するのみで、事實は、<過去に>橋は存在したにもかかわらず、<現在に>その橋は記憶されない橋であり、通行人も「空想」による存在とみなしてしまう。

したがって、想像の出現には至らず、せいぜい物語を別の情景、たとえば日本の景観に置き換え／限定した場合には、この川底の有り様は、まさしく日本の「冬さざれ」そのものであるから、特殊・日本においてのみ物語の遠景の役割を果たしていること

になり、法の初学者にとっては、作品を気楽に利用する「一般性」を認めがたいことになる

3-1 個人的な想像

1 夢と秩序

—秩序と現在—

夢には、読者が読者特有の個人的な「読書の鎖⁶⁴⁾」を形成しても、まずは、夢を含む空想の概念を、＜過去に＞体験／認識し、ついで、それを根本的な基盤として、そこから生じた多くの、一々の体験を継時的に積み重ねていけば、その特有の経過をして、一般的な、一の経験知／概念に昇華せしめることができるという力（能力）が備わっている。その働きにより、個人的な「想像」事象を、＜現在に＞体験できるのであるが、その本質は「順に、自分の才能をつくりあげていく」努力を＜意のままに＞試みる過程での折々の綜合作業の「成果による」（影響を受ける）^{たち}質のものといえ、そこは「秩序の観念よりも自由性が満ちている」状況となっている。さらに、読者たる子どもは長じてからは、＜過去に＞昔の家の、子どもだけでなく家族全員に、近代化されて食堂なら食堂という「規定された部屋」の空間ではない「使い道のなかった空間⁶⁵⁾」が、＜現在に＞夢幻的な子ども独自の、想像の出現を刺激せしめるように、秩序よりも自由を、＜未来に＞想像力の一事象として期待させる。子どもの想像「力」は、いかに微力で利己的なものであっても、＜過去に＞規定されたものにより影響を受けた根本的体験を前提にしているからこそ、＜現在に＞生活の活性／秩序に大きな意味をもつ。

しかし、社会的には「事実の確認」のかたちの出現であって、個人的立場では夢（願望）の「現在化」にとどめられ、真の「目的の達成」は、＜未来に＞委ねられるものの、＜現在に＞秩序の維持（理解）がすすむことが、学習者の立場にある者にとり、基本的には必要であるため、「過去」の重要性につき、「過去は現在ではありませんか。未来でもあるのです⁶⁶⁾」との台詞を作中にのこしても⁶⁷⁾、初期の法学習者の啓蒙にとっては、その物語がいくら「夢幻的」であろうとも、＜現在に＞社会を生きるもの（読者）にとり、秩序に目が向くのは自然の成り行きであろう。

—主体と他人—

夢は、《自己の感情や印象とは無関係なところすでにして確定している他者の、「他者たる人間」の過剰な意味づけの要求に、いつでも呼応できる「柔軟な装置」》として、個人的な想像力観察の客体であり、＜現在に＞活用される事象である。しかし、＜未来に＞一度も願望の達成が叶うことはないであろうことの「代替」として、＜現在に＞限定的に出現してくる事象ではあり⁶⁸⁾、それは、想像の出現には関係のないところでの事象ではある。このように、達成の代替とはいえ、夢には自律性があり、他律性の想像に先立っ

て、〈現在に〉認識されうる（基礎となる）、想像にとって必須の事象である。

「ホンを求めて」修養の形式を予測する初学者は「紛争」を解決するのに、読者たる自己と作者である他者とを調和させる策を、何かと種々思料するのではなく、互いに否定し合いながらも立場を入れ替える、「とりかえばや」的關係を築くことで、一つの想像の出現／解決策を提案しているから、「想像」は自律性がない状態で、「永く」存続できるのである。したがって、その継続が読者により、〈現在に〉遮断されることで、個人的な一組の想像の出現が、社会的な想像力事象の観察に昇華することになるのであり、想像力がよく観察されうる事象に至るには、社会的な関係に移行するまでの間は、現実と乖離している、初学者の生の夢に頼るのではなく、先行の、作者による物語を、次行の読者は自身のために、啓蒙の一環として扱うことが絶対的に必要となる⁶⁹⁾。

—「かく」と「本人」の物語—

バルトによると、文学の目的は、「ひとつの意味」ではなく「意味」を「かく」というかたちで、幾つかの思料できる「案」のうちから、まずは1つを選択してその「案」を世界に向けて注入することにある。選択した1つの「案」自体の意味を改変し、位置づけ直すそのためにだけに集中し、全力で「本人」の修養「策」の具体例を書き続けるも、つねに、事の始まりに選択からもれた「案」が復興して表に現れようとするため、永久に具体的な「策」は暫定的となる。

そのために更なる訂正、圧縮を受け容れる必要性が生じ、文学的な想像「力」の働きの「活発さ」が否応もなく高まることで、価値の一元化を目指す法的なその「不活発さ」を補することになる⁷⁰⁾。文学的な想像（イメージ）によって本人と世界を「包み込み」、さらにはようやく、人の生きる処の閉塞性と境界に光りをあてつつ、異質な部分をより明瞭化するには、

- 1 主体の同一性を保持したまま、異国の風景や風俗や思想を客観的に記述する
- 2 自身の立場が浮遊し、自己と世界は漂い、溶けても主観的に、境界をなくさないの姿勢で「意味の果て」にまで、幾つかの選択から漏れた「案」の一々の「法体験の旅」を「書く」ことが必要である⁷¹⁾。

2 過去と現在

—個人と啓蒙—

創造（想像）という「作業」には、「悪魔的な要素がある⁷²⁾」ために、個人の教養的な啓蒙の観点からすれば、想像の豊富な出現は、本来的には初学者の学習に推奨されるべき事象であるにもかかわらず、「理論的には生命力の伸張であるはずの表現行為が、かえって根本的なところで、麻薬のようにその人の精神を急速に摩滅させていたりする」ことがあるように、あまりにも多彩な想像の出現（体験）については、懸念も存する。

想像は「不都合な現況」を打破するための救世主として、その出現を歓迎されるが、他方において個人的な初学者の啓蒙の観点からすれば「想像は、ひとたび飛び立てば永遠に飛びつづけたがるもの…⁷³⁾」であるから、基本的な鍛錬の育成を怠るマイナス資質があるにしても、最・最初(先行)の想像を無条件に認めるのは格別、次・想像以後の個性的な想像を、《過去を踏まえる「現在」を考慮しない、不用物》にしてしまう危険も合わせ持つのである⁷⁴⁾。

—子どもの教育と根本的体験—

想像の出現事象は初学者の法の理解にとり肯定、否定(危険)の2側面があるが、このうち「夢」は、「幼年期の記憶を呼びもどし、自らの存在の根源を再確認する、人間精神の深層にある無意識の欲望」であり、子どもに、もの言わぬ存在として繰り返し現れ、<現在に>「自分の人生はどのように運命づけられているのか」との自問に対し、確定的な答えを出す前に、<過去に>古い自分の姿を過去の体験から「確認」の返答をするも、その本質は「他者の視線を借りて行う」、自己自身のための教育(啓蒙)にほかならない⁷⁵⁾、特殊な位置にある。

また、子ども時代の精神の健康に関して重要な鍵を握るのは「内発的で創造性に富む想像力」にあり、想像力は学習の一形態ではあるから、そのそれぞれの子どもは極めて強い独創性を持ち、私的世界を創り上げていくことを学習の効果として期待はされるが、現実には子ども時代の非凡な能力(ジーニアス)はそのままの形で持ち越されることはなく、特殊化され高度に洗練された状態としてしか残ることはない⁷⁶⁾。というのも、発想力については、子どもに「自発性や発想力を身につけさせようとしても…受け身の姿勢は(相変わらずであるが)、そもそも発想力、自発性などは教えられるものではなく、みずから身につけるよりほかない⁷⁷⁾」ものなのである。

—現実と秩序の有限性—

その初学者の学習姿勢には、強い虚構でもなければ幾ばくかの理想でもなく、現実的に、<現在に>現に在ること自体で満足し、根源的に現在の変化を望まない傾向があるが、それは(一の思考である)「秩序のないところでは発展も永続できない」という厳然たる歴史的事実に圧倒されているところからきているのであり、「現在」の秩序化を体制に組み入れる努力を真摯にすればするほどに、皮肉にもその保守性が秩序の歪曲化を招き、つまるところ「想像力」の観察は枯渇し、結局は旧来の古い、一の態様にとどまるという《人類にとって大切な「自由」性が認められない社会》を招いてしまうことになる。まことに「自由と秩序の両立は、人類に与えられた永遠の課題の一つで…自由のないところには発展はないし、秩序のないところでは発展も永続できない⁷⁸⁾」のである。

したがって、「現在」を変革する時代の自由な精神は、人間をして世界の動きから離れ

て独自に形成されるものではなく、<現在に>秩序維持を最優先とするため、個々の人間はせいぜい時代の精神を感知して、その働きを予見し、それに言葉によって「ある程度の姿」を与え／得ることにおいて「自由である」というのみで、無限定に秩序に「優先する」ほどの豊富な言葉を用意しておらず、その「間隙」を埋めようとする初学者の法の学習には、文学作品の活用が有益というよりも、不可欠であるといえる⁷⁹⁾。

3-2 個人的な教養

1 思考と実践

—文学と数学的想像(力)—

文学の本領は、現実から距離を置く「現実そのものではない」観念的な世界を、<現在に>よく、実在させているかどうかは別にして、<未来に>理想として「体系的に築く」ことができるところにあるが⁸⁰⁾、観念的世界は、作者のもつ独特な直観思考と、根源的に、社会全体で共有する「普遍的な」論理思考とが連携して形成されているために、科学的想像力のはたらきかけを待たなければならない⁸¹⁾。

読者は読書を継続すること(読解)で「世界」は大きな広がりをもつことを自らの責任において理解し、<現在に>膠着した状況を解放するには、想像力という「乗り物」に委ねることで、ようやくにその目的の達成に寄与することができるのであり、さらに広く、数学(者)の奥深さ(影響)により、さらなる想像力を「羽ばたかせる」こともできる⁸²⁾。しかし、<現在に>実効あるためには、「正しい策」であるとする一の「選択」が、周りの人の「論理の鎖ですでに正しいことが証明されている」知識、つまり、広い国民的教養に適わなければならないのも当然のことである⁸³⁾。

—核心と対立—

一般に、「法学」を定義する試みが、さまざまなかたちでなされていることから窺えるように、客観的な定説と呼べるものはなく、法の定義の完了(到達)度は、実にさまざまであり、代的なものを3つあげるとすれば、

1つは、カントによる(古今の)すべての法学者が「定義をいまだに尋ね求めている始末⁸⁴⁾」であり、ついで、

2つは、ハートによる「人間の社会に関する諸問題のなかで、『法とは何か』の問題ほど非常にさまざまな奇妙な、そして逆説的でさえあるやり方でまじめな思想家達によって執拗に答えられてきたものはほとんどない⁸⁵⁾」であり、そして、最後に、

3つには、勝本正晃先生による「…古来幾千年間の法律学の発達は、ただ『法律とは何ぞや』と云ふ簡単な問いに答へんとして来たものとさへ云ひ得る…⁸⁶⁾」であろうが、このような状況に「留まらざるをえない」といわざるをえない定義の有り様は「過去、現在、未来の」3時制に区別のない(通用する)、永遠に変わりのない価値をめざし、あまり

にも統一性を求めるために、〈現在に〉提供できないでいるからで、つまり、法律は「常に、片方においては生活から新原則を採用し、他方においては歴史から採用した旧原則を未消化のまま保存している、常につじつまが合わない」性質をもつやっかいなものであるであろう⁸⁷⁾。

さらに、T. イーグルトンによれば、文学とは、直接的なかたちでは実用的な目的の用を果たせずに、ただ「一般的な事柄について語っていると考えるべき」ものであるため、「至福」の核心を誠心誠意、物語ろうと努力しさえすれば、その個人の努力の程度に応じでは、〈未来に〉形式的かつ内容的に空疎なものになっているかどうかは別にして、〈現在に〉その核心を最終的に表現（提供）しているといえる。一方において法学が周辺から核心・点に集中する層と周辺に影響力をおよぼす核心点の《2項対立が継続するなかで、一つの結論をだそうとする》ことを特色とするのに対し、他方において文学は、核心から周辺に広がって幸福感が薄くなるような「どんな意味でもこめられる」広範な一つの層を形成することを特色としている。文学は、〈現在に〉実現の可能性ある、複数の「策」の出現を期待されるからして、初学者にあっては物語られているそれを読解することが最適な学習と考えられるのであり、「それが虚構なのか、つまり《想像的》であるかどうかにこだわってはいだめ」とされる。要するに文学の核心は、核心から周辺に広がる「どんな意味でもこめられる」広範な一つの質（層）を形成する、原始の核心なのである⁸⁸⁾。

一「よむ」とプロセス

文学作品（厳密には古典）には、根源的に《忠実な読み》を実践することで、その都度を新鮮に「呼び覚ます」ことができる力が備わっているといわれる⁸⁹⁾。そうであれば、初学者の当該物語をして、〈現在に〉「既知」を読む行為は、物語をもって、〈未来に〉読めるというようなことではなく、「未知を読むための準備段階」を確実に実践して、想像力の出現に「はたらきかける」ものであろうから、初学者が、〈現在に〉「既知」に至る《プロセス》において文学作品を利用することは必然的なことではある。

作者が意図するものは「ひとつの意味」であり、決して絶対的なものではなく、ときには読者がよりすぐれた解釈を発見することもありうるのであって、読者（初学者）は作者とは別の意味において、創造者たる地位にあるのである。つまり、「読み」はただ受動的ではなく、能動的でもあるから「読者が古典を作る（育てる）」自覚を持つことで、「作者の意図と読者の読みとる意味は、つねに、不一致である」ことを自明とすれば、〈未来に〉初学者が創造に関わりえることにもなる。したがって、「初学者は読者にして想像の主人公」たりえるのである⁹⁰⁾。

2 暗黙知と批評

一想像と暗黙知

言葉は、「原初において人間の想像力が事物に出会い、そこで発した人間的音声で…言葉によって表現されたところのものにそのもの手ごたえ⁹¹⁾」を確認するものである。そして、人間はこの「言葉」を発見したことで、「宇宙に、秩序(や)…法則があるらしいことに気付きはじめ、それをたしかめ(ようと)…絶えず探し求めて…(種々の)試み⁹²⁾」を提案し、その実現を、かねてより現在の「社会」はさておき、未来の「社会」に託してきたのである。

人が他の人と共に生きているという事実が認められる、といっても直ちに社会の存在にむすびつくのではなく、社会は歴史上のある時点でうまれたもので、「それ以前には存在しなかった」のであり、社会というあり方以外の、なおかつ孤立できない生き方を営んでいたはずなのに、歴史のながれのなかで、自らを、現在の社会で生きるほかはありえない存在⁹³⁾、と自身で認める人間は、生まれながらにして「語るることができるより多くのことを知ることができる⁹⁴⁾」想像的な個人的存在といつてよい。「自意識の倉庫に何重にも縛って入れておいた言葉」は、いったん縄をふりほどいて世にでたからには、想像(力)といえども個人的なものではなく、しかるべくして社会的なものとなる⁹⁵⁾。

—季節と感性—

四季の変化が「程々にはっきりしている」自然を持つわれわれ日本人は、「季節と情念との関係」を客観的には自然の「おだやかさ」ゆえに、そして主観的には自然と共存しようとする「強い意志」ゆえに断ち切ることができず、さらには一年間を通して暑い寒いとの不平を発しながらも、各1年の「変化」を体験(→経験)しているため、<現在に>旅の出立をしない人であっても、<過去に>出立した人の風景と共有できることになる。読者は過去の人を介して、別の読者と思ひ(想像)を同じくすることが、可能である⁹⁶⁾。

旅の目的を明確にした出立は、たとえ見えてくるものが、かつての少年時代に見慣れた段々に重なる丘陵と手前の田畑といった風景であったとしても、旅の「速さ」を工夫することでそれに応じて見えてくる折々の風景は、<現在に>出立しない人にもよく理解され、新たな発見として解釈されるが⁹⁷⁾、それは一般的に、「想像力をもたないような人間の意識は存在しない」し、想像力の本質はその「現実超越の能力にある」からである⁹⁸⁾。

—警告と批評—

文学は、<現在に>社会生活の矛盾を調和する力(貢献)が大きいことについて、はやくから肯定的な指摘があり、たとえば、「政治経済等の諸活動に遜色を見ない。否、其影響が世人の胸底に深く及ぶ点に於て、又其の暗示が時流に先んずる点に於て、或種の文学者は寧ろ政治家を導き、政治家を教ふる先覚である」とされるほどであり、シェリーなどは「詩の辨」の結語で文学(詩人)の偉大さを「詩人は世界の無官立法者である」との詞にして遺しているほどである⁹⁹⁾。<現在に>文学作品を介して培われる精神性は、よく個

人、社会に作用するから、文学作品は教育上／学習上、不可欠な存在といえる¹⁰⁰⁾。法と文学は異なる理念のもとで形成した、かつての、二つの世界の下での比較では「法世界を主に据えて文学世界を従にした、文学から法への片面的批評」であるが、勝本正晃先生においては「文学によって法律を批判する」とはいわれるが、すでにして、「法と文学」という一つの世界に結実させ¹⁰¹⁾、法と文学を中核要素とする「新しい社会」での双方向の批評行為を可能にし、文化の成育のなかでとらえられている。また、同じ社会科学内の課題として、「政治、経済、法律というようなものを、まったく絶縁した形にすることが便宜であり、必要であった」のをそれらの関連のうちでそれぞれを追究することで、それが法ならば、その法は真に民衆のものになるとも、指摘されている¹⁰²⁾。

この「批評行為」は個人への、現状を修正すべき「警告」と同義であり、「法に希望はあるのか。法学革新できるのか」との質問に対して、「『正しさ』に囚われ過ぎている硬直化した法的思考では、ポストモダンの社会に対応できない」と硬く答えてしまうのは、依然として「法の機能は社会秩序の現状を維持すること」にいつまでも拘泥しているのと同じ情勢であり¹⁰³⁾、このような状況から脱するには、「人文学の使命が『批評』にある」ことをサイドが強調するように、「批評」行為をもって自己認識を補うことが重要で、このときに、はじめて真に人間独自の能力、自己批判の能力を活かすことができるのである^{104)、105)}。

注

- 1) 法を専門にしようとする人に施される法学教育 (Legal Education) とは別に、公民教育の観点から、すべての人に施される法的な教育を「法 (関連) 教育」 (Law-Related Education) というが、この点につき、Center for Civil Education／江口勇治監訳『テキストブック わたくしたちと法』(現代人文社、2001年)を参照。なお、漫画文化に関連してのパロディーの取り締まりについてであるが「公認でも否認でもない、黙認や放任という知恵。そうした曖昧さの中でこそ育つ」(『日本経済新聞』 2015年10月25日 朝刊 1面「春秋」欄) ことの、このような事例学習に文学作品の利用はなお一層適する。

しかし、「社会あるところには法が存在する」(この点については注 211)を参照) という法格言の出处が不明なほどに、人類にとり永い歴史を持つ「法」ではあるが、法が科学として扱われるようになったのは 18 世紀にモンテスキューが『法の精神』で、「法は…事物の性質から生ずる必然的關係である」と述べた「啓発的な言葉」(松坂佐一「科学としての法学と法技術」(一)『民商雑誌』昭和 57 年 9 月号、866～897 頁所収、866 頁) 以降のことで、法の科学として考察する歴史は浅く、法的な想像あるいは法的想像力について語られることは、いまだに少ない。

- 2) 文学作品を介する(利用する)学習は、作品の表現が本来的にもつ「文学的想像」事象を、法学習における「法的想像/力」事象の先駆けにとらえる(繋がりがあ
る)ことを前提にするが、この《前後の関係》はヴィノグラドフが『法における
常識』で、「法の世界における人間の心の動きは、常識に基礎を置くものであり、
普通の知性と教養のある人が、この心の動きをたどることは決して困難ではない」
とっているように、法律常識が(文学的)常識により鍛えられることと類似し
ている(景山光太郎『常識から法律常識へ 日本法の基層からのもう一つの法律入門』
経済産業調査会、平成27年、223頁参照)。

法(法的想像力)より先に、「文学によって育てられた想像力は、その人間の
心理にはたらきかけ、心理のもたらす行動とその結果を色彩づける」(美作太郎
「文学的想像力」『EDITOR』1974年12月号、12~15頁所収、15頁)と評され
ている。

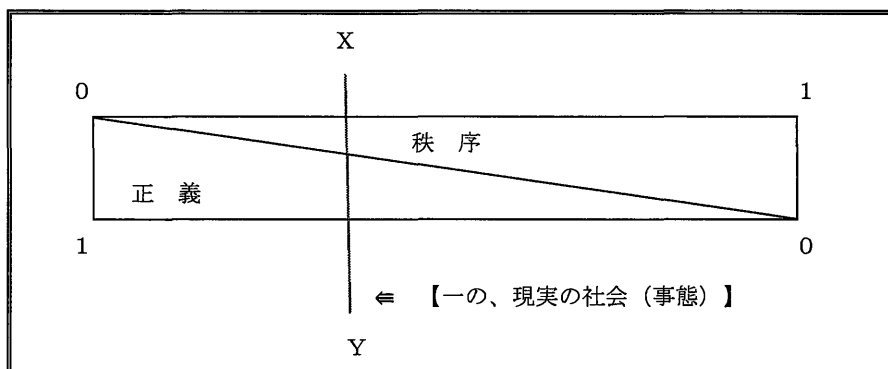
初学者にとり読者の立場で、<過去に>作者による表現(想像)が、<現在に
>存在することを措定し、そこに自己の「批判的で、個人的な読解」を重ねるこ
とで「出現」する、第3の想像である「新しい想像」を、そのまま受容すること
が、<現在に>社会で必要とされる個人の法的思考の基本精神を認識することに
繋がり、<未来に>文学的想像力の事象というかたちで、主体的に観察すること
が法的想像力の観察にも繋がるのであるから、一般に、実生活に即して物語られ
る身近な「文学作品を介する」学習は、特に初学者に有用である。代表的なもの
として、この他に、甘え、間などをあげることができる。

なお、法分野以外でも、リースマンの『孤独な群衆』は文学作品を多く扱って
おり、「(ノーマン・メイラーによると、この本は)社会科学のすがたをかりた
文学」(加藤英俊訳『孤独な群衆』みすず書房、1974年、「訳者あとがき」と
評されている。経済学分野ではトマ・ピケティ著 山形浩生ほか訳『21世紀の資
本』(みすず書房、2014年)が「随所で19世紀の小説を引用する」(『日本経
済新聞』2015年2月22日 朝刊 「活字の海で」(前田裕之))と紹介されて
いる。しかし、職業としての「政治家と文学者」の兼職についてであるが、「二
股は双方を軽視する行為」(梅原猛「思うままに—政治家と文学者の間—」『中
日新聞』2005年6月13日 夕刊 「CULTURE」欄)という指摘もある。

- 3) 正義と秩序の関係は《完全に純粋な正義が成立したときの、相手の秩序の要素は
0^{ゼロ}である、またあるいは、完全に純粋な秩序が成立したときの、相手の正義の要
素は0^{ゼロ}である》事態を、絶対的に期待/成立しない関係である、つまり、<過去
に>要素が0の、一方が一方的に完全な社会(事態)は存在したことはなく、<
現在に>事態は0と1の間で、それ自身を含まない、混沌とした[X-Y]の相
対的な関係として可變的に捉えられるだけのものであるのに対し、<未来に>こ

の世界には未来永劫に変わらない絶対的な関係を形成するものがあり、その事態をランボーは「また見つかった、／何が、永遠が、／海と溶け合う太陽が」（ランボ作 小林秀雄訳『地獄の季節』岩波文庫、2014年44頁）とうたう／指摘する（『日本経済新聞』2015年7月2日 朝刊 「春秋」欄 参照）。

図式化すれば、 $[X-Y]$ の社会（切断面）では、正義と秩序の要素が入り乱れた、混沌とした現実の社会（事態）を呈する。



- 4) 清水英夫「難解な法律の言葉と文章—その原因を探る」（『三省堂ぶっくれつと』1990-November、No.89、56～59頁所収、57頁）
- 5) この、法をして特徴づける、後発的な比較関係の言説は、ほかに強い形式性と永い遂行性といった何組もの比較関係に置き換えることもできる。棚瀬孝雄編著『法の言説分析』（ミネルヴァ書房、2001年）1～8頁参照。
- 6) 日本人は法になによりも、その「運用の妙」を求めているとされるが、法の機能が限られた分野のなかの独りよがりすぎないようではいけない（宮川種一郎「法機能再考」『判例タイムズ』1979年7月1日号、「巻頭言」参照）。

ツルゲーネフによれば、太陽の面でなにがおこっているかということまでも、「人間は、なんでも理解できる」が、生活の個人の癖になると理解ができないという二つの相反する概念（想像）の狭間で、＜現在に＞生を送っている（ツルゲーネフ 工藤精一郎 訳『父と子』（新潮文庫、平成26年、283頁参照）ように、法の目的は「正義の実現」と「秩序の維持」の、法の適用は「事実の認定」と「法の解釈」の、そして法の解釈は「一般的な確実性の保障」と「具体的な妥当性の要請」のそれぞれの組の、相反する概念の「せめぎ合い」で学問的（法的）に追究される。しかも、「法」自体が「法律」との対比のうちに追究されるように、法の構造は重層性を帯びている。もちろん、文学も、作者／読者に「時間と空間を超えて共通の感覚をもたらす」という、個と普遍との対比あるいは「結びつける」（二宮正之『文学の弁明—フランスと日本における思索の現場から—』岩波

書店、2015年、「はしがき」参照)という営為のなかで表現されている。

- 7) 大学でのリベラルアーツ教育に関し、(アメリカの多くの)大学が学生に教養を与え、啓蒙するという伝統的な場を提供できなくなり、現今の資本主義はその目標と需要を満たせるような人材の確保をめざせばよいとする風潮がその背後で広まっていることにある(『日本経済新聞』2015年5月25日 朝刊 池上彰「すぐ役立つ大学 本来の機能失われる懸念」参照)。しかし、企業は採用、社員教育、経営目標などについて、リベラルアーツの観点から企業活動をなすようにもなっている(『中日新聞』2015年4月24日 夕刊「十字路」欄参照)。

その教養性は、<現在に>「究極に変わらないもの」の実現をめざし、そのためには「何も変わらないようにする」ための再定義が必要である、とするにある(『日本経済新聞』2015年6月21日 朝刊「サイエンス」欄参照)。

<未来に>「技は教えることができる。しかしそこに存する精神を伝えるのは難しい」(『日本経済新聞』2015年6月27日 夕刊「あすへの話題」欄 山本東次郎「師の求めたところを求めよ」参照)のである。

- 8) 松井るり子「物語のおかげ—脇明子『物語が生きる力を育てる』岩波書店(書評)—」(『中日新聞』2011年5月28日 夕刊)参照。
- 9) 一般に、未来は過去の「思い出」にふけるのみで、哀れな姿をさらず時制でもある(水之江有一編著『絵でみるシンボル辞典』研究社出版、1986年、9頁「未来・現在・過去」参照)存在である。

しかし、憲法第9条の改正について「そんなに九条を守りたいのなら、国民投票をやって、勝てばいいのに…、本当に自分たちの意見が正しいと思うなら、投票で決めればいい…」に対し、「それは正しい考えのような気がする」と答えさせたうえで、「投票やるのも結構怖いかも…」として、法的に政治家・国・権力などについて話し合う、伊坂孝太郎「呼吸」(伊坂『魔王』講談社文庫、2013年、217~355頁所収)のような期待を抱かせるものもある(同書、275頁参照)。

なお、「人が、追う対象の二兎(2項)」は客観的に性質が異なっており、そのことを作中の人は認識しているというのが通常の事例(想像)であろうが、2項の性質(行為)が別物であることを人(刑事)は認識できないままに、捜査活動(想像)を展開することもある。この点につき、黒川博行「二兎を追う」(黒川『燻る』講談社文庫、2002年、87~121頁所収)参照。

チャールズ・ディケンズは「イギリスには国として自慢できる秩序も安全もほとんどなかった」と、その著『二都物語』(加賀山卓朗訳、新潮文庫、平成27年、15頁)で記している。そして、その冒頭では「最良の時代にして、最悪な時代」を、「叡智の時代にして、大愚の時代」を、「新たな信頼の時代にして、不信の時代」を、「光の季節にして、闇の季節」を、「希望の春にして、絶望の冬」を、そ

して人々のまえには「すべてがあり、同時に何も無い」等々の2項対立を「イギリスとフランス」の「行き来」を「時代の流れを背景」にして、描いている。

ニーチェは『ツァラトウストラ』第一部「序説」に「超人と末人」を用意して、末人に「われわれは幸福を発明した」といわしめて、まばたきをさせているし、そもそも人間を「動物と超人とのあいだに張りわたされた一本の綱」として人間の偉大さは、「かれがひとつの橋であって、目的ではないこと」と説明するように、2項対立であるが、書名にしてからがその副題は「万人にあたえる書、何びとにもあたえぬ書」(原題は、Ein Buch für Alle und Keinen)である。手塚富雄訳『ツァラトウストラ』(中公文庫、1998年)第一部「ツァラトウストラの序説」参照。

このように、人文学(文学)の価値は、自己をして他分野の事実を継時的に物語ってみせることができる点にある(エドワード・W. サイド 村山敏勝・三宅敦子[訳]『人文学と批評の使命 デモクラシーのために』(岩波現代文庫、2013年、富山太佳夫「解説 二人の批評家、ド・マンとサイド」201~208頁所収参照)。もちろん、「現代の小説家は、物語を語るよりも、しばしば「何かを言おう」と欲している」(コリン・ウィルソン 中村保男 訳『夢見る力 文学と想像力』竹内書店新社、1991年、17頁)ことを「文学の危機」とする、根強い傾向が背後にあるのを忘れてはならない。

- 10) 京都大学霊長類研究所 編著『新しい霊長類学 人を深く知るための100問100答』(講談社ブルーバックス、2009年)152頁。
- 11) 『中日新聞』2015年1月28日 朝刊「中日春秋」参照。
- 12) 渡辺義雄訳『ベーコン随想集』(岩波文庫、1983年)18頁参照。
- 13) 同上、180頁。
- 14) ジョン デュウィー 鈴木康司訳『経験としての藝術』(春秋社、昭和27年)323頁参照。
- 15) ツルゲーネフ・前掲『父と子』174頁参照。また、西 加奈子『さくら』(小学館文庫、2015年)の「文庫版後書き」によれば、『何かを書くこととは?』ということのを忘れることが出来るのは、何かを書いている間だけ」(同書、407頁)である。
- 16) 樫沢秀木「介入主義法の限界とその手続化—「法化」研究序説—」(ホセ・ヨンパルト 三島淑臣編集『法の理論 10』成文堂、1990年、117~179頁所収、131頁)。
- 17) 小稿では、これを原則として「経験」と呼ぶ。石川達三によれば、社会的な意義がはっきりするとともに、書くことの意義が強く感じられるときに、個人の「意欲」が燃え上がるのである(河原理子『戦争と検閲 石川達三を読み直す』岩波新書、2015年、「扉」参照)。しかし、小説という形式による抗議が「どれだけ役に立つか」といえば「ほとんど問題にならない」という(石川達三『経験論的小説

論・書齋の憂鬱』新潮社、昭和 49 年、358 頁参照)。もともと、現代は法律そのものが無力の時代でもある(同書、151 頁参照)。

- 18) 「対想像」は—投資と貯蓄の将来に向けての最適行動が、現前においては「合成の誤謬」を出現させるように—、権利と義務が、そして秩序と正義とが反対のテキストを持ちながらも一つの概念を形成している、その概念の素になる二つの概念をいう。人間のすばらしさということ文学(文芸)でいえば、ゴヤは「人間の美しさ」は—ゴヤの、裸のマハと着衣のマハでいえば—同じ対象の、別々の表現という対作品の合成つまり、対想像の二つの、いくつかの均衡例のうちの一つの特定均衡が、最も完全なかたちで美を表現していることになる(高階秀爾『想像力と幻想』青土社、1986 年、60 頁参照)。
- 19) P. B. シェリー 森 清訳注『詩の弁護』(研究社、昭和 51 年) 3 頁。
なお、アランは「想像という事実の原因にはおよそ三つある」(アラン〔小林秀雄・訳〕『精神と情熱とに関する八十一章』創元ライブラリ、2012 年、48 頁)として、規則的想像、幻想そして情熱的想像をあげる。
- 20) W. ブレイク 土居光知訳『ウィリアム・ブレイク詩集』(平凡社、2009 年) 125 頁。なお、ハントとホームズの往復書簡を納める書籍のタイトルは *Learned Hand, Reason and Imagination* である。
- 21) このような「二項対立」を「物語」のなかで、よく展開するものとして、「北風と太陽」や「蟻とセンチコガネ(キリギリス)」などで有名な「イソップ寓話」(中務哲郎訳『イソップ寓話集』岩波文庫、2014 年、55、56 ; 102 頁所収) 参照。また、他者との違い・多様性についてトルストイの「アーズブカ」(たとえば、八島雅彦/訳『トルストイのアーズブカー—心をたがやすお話—』新読書社、1997 年) 参照。
なお、「二項対立」の視点からの論理的思考について述べる「基本書」(たとえば、木山泰嗣『究極の思考術 あなたの論理思考力がアップする「二項対立」の視点 15』法学書院、2014 年) がある。しかし、その対立は継時的な関係からいえば事実認定が法の解釈に先行するように、「相互の理解が和解に繋がる」事例の理解と和解との対立関係での、常に一方(理解)の先行が要件となる(『日本経済新聞』2015 年 5 月 23 日 朝刊 「春秋」参照)。
- 22) 《現在》は無機質に、そして強圧的にただちに《過去》になってはいるが、それに対応する人の心構えにより、「優しいまま消えない」(『日本経済新聞』2015 年 3 月 29 日 朝刊 「春秋」参照)、そのままの状況で持続し、<現在に>影響を与え続ける。
- 23) 多田道太郎『物くさ太郎の空想力』(角川文庫、昭和 55 年) 110 頁参照。これに対して谷口俊太郎「ものぐさ太郎」(『朝のかたち 谷川俊太郎詩集Ⅱ』角川文庫、

- 昭和60年、133～135頁所収)は、どこまでも額面通りの《まま》であることを、願う。
- 24) ジョン・バージャー 伊藤俊治『イメージ 視覚とメディア』(ちくま学芸文庫、2013年)17頁参照。
- なお、ケネス・クラークは、視覚芸術の重要性につき、「詩は絵画に似るといふ原理を越える beyond the doctrine of *ut picture poesis*」というが、それは「人間の経験にはそれが詩の形をとるにせよ、絵画 painting に表現されるにせよ、その起源と効果において殆ど同一の要素がある」とするもので、「視覚の瞬間」Moments of Visions と呼ばれる(ケネス・クラーク 北條文緒訳『視覚の瞬間』法政大学出版局、1984年、1、2頁参照)。この点につき、ホラティウス 外山弥生 訳注『詩論』(研究社、昭和46年)参照。なお、レッシングが反対したことにつき、レッシング著 斎藤栄治訳『ラオコオン 絵画と文学との限界について』(岩波文庫、2003年)参照。
- また、画家によって描かれた絵は、「現実の世界、または想像の世界」を表しており、見る—「絵を読む」という行為の側面—一人にとっては「それぞれの表現や豊かな反応」をひきだすことで、想像(創造)について「本を読む」読者と同じ立場にいる(ジェーン・ドゥーナン 正置友子・灰島かり・川端有子訳『絵本の絵を読む』玉川大学出版部、2014年、5、6頁参照)。
- さらに、「みる きく よむ」ことが、それぞれ三つに分かれた別のものではなく、「結びあわされたひとつのもの」であることについて、クロード・レヴィ＝ストロース 竹内信夫訳『みる きく よむ』(みすず書房、2005年、「訳者あとがき」205～210頁、207頁)参照。
- 25) 新井仁之 監修/こどもくらぶ編『錯視のひみつにせまる本 ①錯視の歴史』(ミネルヴァ書房、2013年)9頁参照。
- 26) たとえば、「現実化する夢や想像」につき、平井修成『文学的体験とはどのようなものか』(おうふう、平成12年)92～94頁参照。
- 27) 谷川俊太郎「冬に」(『空の青さをみつめていると 谷川俊太郎詩集I』角川文庫、平成元年、283頁所収)。なお、『日本経済新聞』2015年2月4日朝刊「春秋」参照。
- 28) 台風が「その進行を自力によらず、周囲の気圧の差によっていざなわれる(=誘い込まれる)ことで歩をすすめるかたちになるために、進路を予測(意図を予測)するには台風そのものの解明というより、周囲の気圧/地勢を解明せざるをえない」と同趣旨である。井伏鱒二「山椒魚」において、サンショウウオは狭い岩穴の中で「圧倒的な存在感」(『日本経済新聞』2015年4月6日朝刊「春秋」)をしめしているが、自分の不注意とはいへ、頭が出口につかえて外に出

れなくなったことについての「対応」策を主張(想像)するまえに、「相当な考えがある」といくらつぶやいてみても、その通過はもはや、自己の意思の強さでどうにかなるものではなくっており、彼の運命は周囲の状況如何によって決まる。「彼に何一つとしてうまい考えがある道理はなかったのである」(井伏『山椒魚』新潮文庫、平成27年、7~18頁所収、9頁)。

なお、想像(概念)は、原則として「他律」の性質をもつものとみなされるが、この「冬に」とは別の同タイトルの「冬」では「枯れ枝は/世界の/骨^{せいひつ} 静謐が答/寂寥は/快樂 何ゆえか/何故を/忘れ 木立を/歩く/冬」(『谷川俊太郎詩選集 3』集英社文庫、2012年、204、205頁)との文言(表現)にみるように、最後に「冬」をおくことは、おかない場合の無限定の概念(想像)の広がりと比較すれば、可能性を狭めたかたちになるが、これは、勘のようなものだから「定式化はできない」(笹倉秀夫「法的思考はどこから法的か」『UP』2010-2、12~17頁所収、12頁)としてリーガル・マインドを積極的に説明/解説しない場合と状況が相通じている。ほかには、「初冬」(谷川・前掲『空の青さを見つめていると』97~99頁所収)と「十二月」(谷川俊太郎『谷川俊太郎詩集』ハルキ文庫、2003年、183、184頁所収。なお、目次に「おかねで」の付記がある)そして「十二月」(谷川俊太郎『自選 谷川俊太郎詩集』岩波書店、2014年、293頁所収)など、詩の文言にタイトルの表現がないものがある。なお、他律の想像に対し、想像力は「自律」の性質をもつものとみなす点については、Imaginationの幾つかの日本語訳、個人の「意欲」(その他)とともに、注196)を参照。

- 29) 星『重要な任務』(理論社、2008年)31~35頁所収。ほかに、星『さまざまな迷路』(新潮文庫、平成27年)71~73頁所収。
- 30) そこで、想像の主体象を4階層に措定し、そのうち最基層に「人間それぞれの個性というものを非常におもんじる」(伊藤正己『近代法の常識』有信堂、昭和6頁)優れた文芸作品の、都会に生活する人を据え、最上位層には「高み」の観点から想像(裁判)する人を据えることにする。

都会と田舎とは、田舎サイドからすればもともと人はどこに住んでいようと、<現在に>生活するという観点からは、「田舎には住んでいるが、おめでたいときにはうかれる種はあ(る)…」(ツルゲーネフ・前掲『父と子』235頁)のであり、<過去に>積み重ねられた生活を共有して、<未来に>幸福な物語を期待する「里」の存在もあり、完全な対立しての交流ではない(その具体的物語について、芥川 仁/阿部直美『里の時間』(岩波新書、2014年)を参照)。むしろ、「郊外」が都会のイザというときの為に控えているとすれば、「特定の階級だけで占有される郊外の増殖は、社会的、経済的、美的な意味で悪いこと」であって、郊外に「いろいろな人がいる」のが、ほんとうの都会と郊外の関係ということにな

る。この点につき、三浦 展『郊外はこれからどうなる？ 東京住宅地開発秘話』（中公新書ラクレ、2011年）163頁参照。「都会」と「田舎」の比較が人類にとって《永遠のテーマ》になっていることについて、レイモンド・ウィリアム 山本和平・増田秀男・小川雅魚訳『田舎と都会』（晶文社、1990年）参照。

<過去に>「作者自身による旅」は、見知らぬ読者との、<未来に>読者のはたらきかけでなる「出会い」を期待（想像）される、<現在に>旅する「読者自身の旅」でもあり、その旅はいずれも「自然との出会い」と、「歴史との出会い」の交錯を背景にしており、読者の人生そのものに重なる。この「出会い」について、岡田喜秋『旅について』（講談社現代新書、1990年）143頁以下参照。

また、想像力の主体について、伊東乾「人間の置きどころ」（『判例タイムズ』1980年6月15日、「巻頭言」）参照。

- 31) 福田恆在 『人間・この悲劇的なもの』（新潮文庫、平成20年）裏カバー。
- 32) ボーヴォワール 青柳瑞穂訳『人間について』（新潮文庫、平成21年）56頁。
- 33) ジュディガー・ザフランスキー著 山本 尤／藤井啓司訳『人間にはいくつの真理が必要か』（法政大学出版局、1992年、藤井啓司「訳者あとがき」221～224頁所収）223頁参照。
- 34) しかし、人一般を、「われわれのなかのもっとも平均的な、一人の単純な人間」（山口瞳『江分利満氏の優雅な生活』新潮文庫、昭和53年、秋山駿「解説」、204～209頁所収、208頁）として社会の一員でありたいと望む意見も、根強い。
- 35) 長谷川四郎訳『カフカ 傑作短篇集』（福武文庫、1989年）156～158頁所収。
- 36) その点につき、ヘッセも「書物 Bucher」（高橋健二訳『ヘッセ詩集』（新潮文庫、平成4年、132頁）なる詩の中で「この世のあらゆる書物も／おまえに幸福をもたらしはしない」と警告している。結局、「書物はひそかに／おまえをおまえ自身の中に立ち帰らせる」のが本質であって、「…本に書かれた知識・学問に権威があり、少数の人々に独占されていた時代…」（東野治之「「施行」された書物」『図書』1991年4月号、25～27頁所収、25頁）には、成文至上主義の一環として、それなりの「過去」を積み、それなりの地位をしめていたにしても、<現在に>全面的に寄与するわけではない。
- 37) その例としては、数学的想像力に関し、数学世界の「みえない落とし」（加藤文元『数学の想像力 正しさの深層に何があるのか』筑摩書房、2013年、145頁）の物語り、そして宮沢賢治の、主たる想像の以前に、従たる想像のもとになる事実の確実さを求めるための「地学者としての側面を検証するためには、賢治の足跡をたどることが欠かせない」（鈴木健司『宮沢賢治文学の地学的想像力 <心象>と<現実>の谷をわたる』蒼丘書林、2011年、264頁）物語などがある。
- 38) トルストイの「アンナ・カレーニナ」の冒頭（トルストイ 木村浩訳『アンナ・

- カレーニナ(上)』新潮文庫、平成14年)5頁を参照。なお、現代言語研究会『日本語を使いさばく名言名句の辞典』(あすろ出版、2008年)は「幸せな家庭は、いつも笑い声があふれ、家族が互いに愛し合っている。しかし、家庭の不幸の原因にはいろいろのものがあるから、一言で「不幸な家庭」といっても、それにはさまざまなかたちがある」(同書、193頁)という。
- 39) 「南総里見八犬伝」は第三十九回の最後で、「嗚呼趣舎の不定なる、^{あゝしゅしゃ ふじやう} 紿逆^{ことあらかじめ} 期すべからず。値遇^{ちぐ}も時あり、別離も時あり。あふては別れ、わかれては遭^あふ、現風^{げに}雲のたゞずまひ、親^{しん}串^{くわん}眷^{けん}愛^{あい}、前^{ぜん}諾^{だく}後^ご信^{しん}、料^{はか}りがたきは世間^{よのなか}に、なべて離^り合^あと聚^{しゆ}散^{さん}なり」(曲亭馬琴作 小池藤五郎校訂『南総里見八犬伝 ②』岩波文庫、2006年、356頁)というが、人生まことに「禍福はあざなえる縄」のようである。
- 40) なお、想像力の重要性について、吉本隆明「想像力派の批判—現代批評家裁断」(吉本『擬制の終焉』現代思潮社、1975年、177~195頁所収)が「想像力について、もっとも精密な本質的なかんがえを展開したのは、サルトルである」(190頁)といい、江藤淳「想像力」(江藤『作家は行動する 文体について』(河出書房新社、昭和63年、64~93頁所収)は「真のリアリストたらんとする作家は、現代においては必然的にイマジストになる。それは現代の現実が混乱し、錯綜し、そのほかの態度をとることによってはとうていとらえがたいほど多様だからである。イメージはその現場をうつしだす神通力をもった鏡である」(65頁)ということを参照、さらには、小林秀雄「様々なる意匠」(『小林秀雄全作品 1 様々なる意匠』新潮社、平成14年、135~155頁所収)なども参照。
- 41) 愛敬浩二／中島徹「奥平康弘『憲法の想像力』・書評—瑞々しい「想像力」をはたらかせて憲法を考えることの意味」(『法学セミナー』No.586、2003年10月号、116、117頁)を参照。
- 42) 「理性と現実の関係」について、中埜肇『ヘーゲル 理性と現実』(中公新書、1994年)149頁参照。
- 43) ここでの一般的事象とは、とかく、「われわれ日本人の遵法精神は頼りない」と多くの分野でいわれるが、「この理由を考えていくと、われわれの歴史と文化(法意識、日本人の自我のあり方、組織原理、行動原理など)に行き当たる」(稲垣重雄『法律より怖い「会社」』講談社現代新書、2008年、13頁)とされるような特定の分野における特異の事象ではなく、日本の風土に基づいて形成されてきた日本人の、すべての人にかかわる一般的な精神事象をいう。
- 44) 勝本正晃『文藝と法律』(改造社、昭和4年)3、4頁参照。三島由紀夫は「小説や戯曲の制作上、その技術的な側面で、刑事訴訟法は好個のお手本である」(三島「法律と文学」(三島『私の遍歴時代』(講談社、昭和39年、168~170頁所収、169頁))という。

- 45) 谷川俊太郎「ひとり暮らしの弁」(谷川『ひとり暮らし』草思社、2001年、75～77頁所収)。
- 46) マイケル・ポラニー 佐藤敬三＝訳 伊東俊太郎＝序『暗黙知の次元』(紀伊國屋書店、1992年) 15頁。
- 47) イーファー・トゥアン 山本 浩訳『モラルティと想像力の文化史 謎のパラドクス』(筑摩書房、1991年) 254頁参照。
- 48) ドン・C・ギフォード 藤本陽子訳「想像力に潜在する破壊的な力」(黒坂三和子編『自然への共鳴 1 子供の想像力と創造性を育む』思索社、1988年、243～263頁所収) 243頁参照。
- 49) たとえば、松原 正「芥川龍之介—藝術至上主義の敗北—」(『文學と政治主義』地球社、平成5年、133～177頁所収)によれば、佐藤春夫が芥川龍之介に「窮屈なチョッキを脱いで少し楽になったらどうだ、裸體とは行かないまでも、まあ一つ襦袢じゅばんがけ位になってはどうだろう」と忠告したが、芥川は「今のところ、<精神状態はまずノルマル>である」としてその忠告をうけいれなかったというが、この、チョッキを着用するか、しないか、どちらでも社会に対する<姿勢/批判性>はかわらない、と推し量ることが妥当であろう。つまり、秀でた文学者による作品は素より、その表現には、<必ず、批判性をおびている>ということである。これにたいし、法的叙述は意識してのぞまないと、秩序維持を念頭におくかぎりにおいて、その批判性は薄れるばかりである。文学的想像力に期待する所以である。批判的法学については、たとえば、デヴィド・ケアリズ編 松浦好治・松井茂記 編訳『政治としての法—批判的法学入門—』(風行社、1991年)や、船越資晶『批判法学の構図—ダンカン・ケネディのアイロニカル・リベラル・リーガリズム』(勁草書房、2011年)を参照。
- 50) 判決文の「事実」とは、「地方裁判所の判決(でいえば)、「主文」、「事実」および「理由」の三つの部分からなる。...。「事実」とは、当事者の主張を記載した部分である。当事者の主張をそのまま要約しただけなので—「事実」という表題にもかかわらず—ここに記載されている事実が真実とは限らない」(滝沢昌彦「過去の事実から将来のルールへ—民事判例の読み方—」『法学教室』No.222、1999年3月号、10～15頁所収、11頁)ものである。

なお、読解に際し出現する「新しい想像」は、法分野の二つの段階(=その一が「事実の認定」で、その二が「法の解釈」=)で構成される「法の適用」では、該当する法の規定を「捜しだして、この解釈を定める」という法律問題を、三段論法の大前提としての位置に据える(—にもかかわらず、事実の確認が、小前提の位置に据える「事実問題」として、重視される—)構造にみるように、先行の「事実」認定と次行の、法の「解釈」との「時間差のある2項図式」構造を形成

し、実質的に、文学作品の作者と読者の「事実」に重きを置く」点において、酷似している。

- 51) 串田孫一によれば、季節と情念との関係は「断ち切ることはできない。四季の変化が程々にはっきりしている私達の国では、暑い寒いと文句を言いながらこの変化をいろいろに愉しんでいる」(串田『季節の折々に』(未来社、1985年)205頁)。
- 52) 小田桐忍『法と文化の歴史社会学』(世界思想社、2004年)4頁参照。
- 53) 想像を個人的と社会的の2分野に分かって考察するのは、希望学(希望の社会科学)が、個人の内面の問題とみなせる「希望」を社会にかかわる問題として捉えようとしているのと同趣旨である(玄田有史 編著『希望学』中公新書ラクレ、2006年、22、23頁参照)。

一般に、希望は「社会生活のなかでどうしても必要されるものではない」とされるが、そのまえもって「単一の価値や意味を決めておくことをあえて、しない」余裕のある心持ちが、人の創造性を刺激し偶然の発見に至る(玄田有史『希望のつくり方』岩波新書、2014年、208頁参照)ところは、想像と同様である。

- 54) 宮沢賢治の物語は、過去や現在を再現し、未来を構成することで人間についての「さまざまできごと」を描いてみせている。これは物語には「あらゆるものが含まれている」事実から、「すべてのものが、おたがいに繋がっている」状態を予測させることとなる。健全な法的想像力の観察の第一歩は、この「つながり」が認められることが前提になる。これらについて、ロジャー・パルバース 森本奈理 訳『賢治から、あなたへ 世界のすべてはつながっている』(集英社、2013年)21、123頁参照。なお、健全性と「よき」法との関係は、注196)で扱い、過去・現在・未来の3態様と想像との関係(見出し)は下表に示す

	1・序	2・はじめに	3・個人的領域	4・社会的領域	5・おわりに	6・総括
主 体	過去に			現在に		
	文学作品を 介する	文学的想像を 体験した	新しい想像を	文学的想像を 体験する	文学的想像を 観察する	文学作品を 介する
	法の初			学者は		
客 体	現在に			未来に		
	法の 理解が	法的想像力の 観察が	法的想像の 体験が	法的想像力の 観察が	法の 創造が	法の 理解が
	容易 である			容易 になる		

ついで、正・反の例題と主体像との関係を表にする。

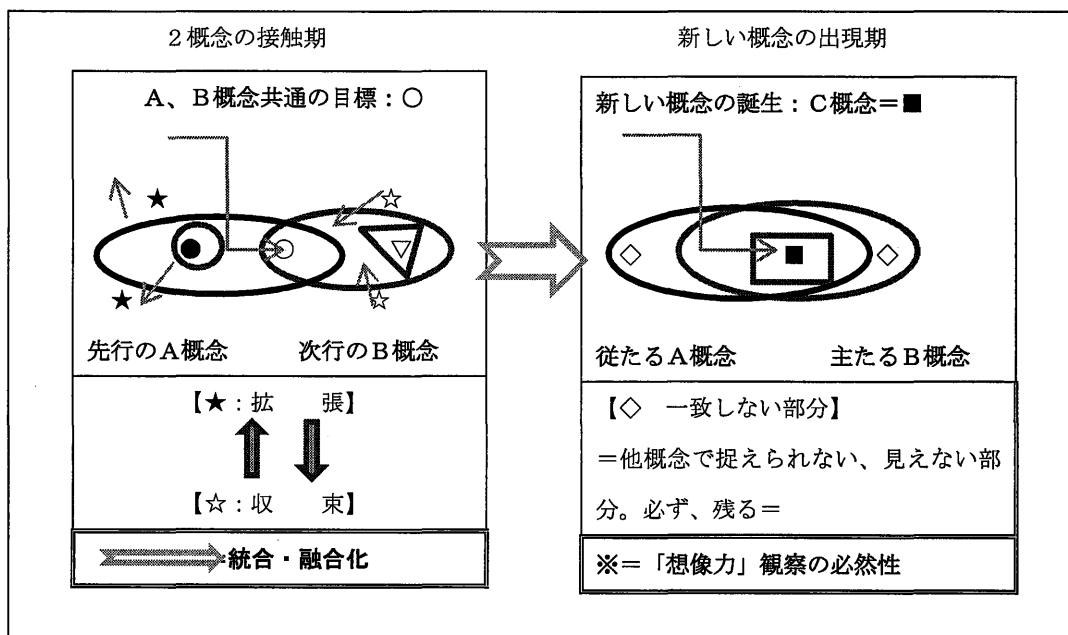
	序	その1	その2	その3	その4	総括
正例題	—	ホンを求めて	想像のなか 人間の絆を直接	妄想銀行 事物の核心を間接	名判決	—
主体像	—	都会生活 単純な人間	修養の形式を予想 具体的人間	任務の内容を予想 平凡な人間	想像する 高みの人間	—
反例題	—	門格一敵 危険な側面	橋 個人の突出	隣人 私と2人の関係	新しい弁護士 兼業愚な側面	—

さて、もはや「国民と役人との間にはなんら知識の差異が(ない)」(末弘徹太郎／佐高信 [編]『役人学三則』岩波現代文庫、2000年、55頁) 社会ではあるのであるから、国民の「創造力を養成する」に「指導」の高みから、法の「啓発」に取り組むのでなく、読める環境を読者の「背後に用意する」(＝しかしながら、たとえば、「風景」について、人／読者は「<過去に>これまで長い間、風景にかこまれて風景の中で風景を見て生活してきたはず(である)」にもかかわらず、<現在に>その風景を意識せず、修正もせず、したがって新しい風景の発見もできずに、生活しているように、読書環境においても、期待が持てていない状況ではあり、その点については内田芳明『風景の発見』朝日選書、2001年、10頁参照＝)のみでよいことになる(山内昌之『政治家とリーダーシップ』岩波書店、2002年、4頁参照)。

もとより、バルザックによれば、役人そのものが「根づいた環境によってまったく違ったものになる」(鹿島茂訳『役人の整理学』講談社学術文庫、2013年、42頁)ほどに、積極的な指導性を発揮するにはほど遠いところにいる。

- 55) 左高 信は、宮部みゆき『火車 かしゃ』(新潮文庫、平成12年)を「解説」(同書、585～590頁所収)して、ローン地獄に落ちる人など、自分とは無縁だとも思っているだろうがそうではない、深い淵に落ちないために、この作品を読んでほしいと、評している。

56) 2種の対想像による概念の「関係」は、図で下に示す



〔※ なお、この①二つが統合して、一つが残る場合の、「融合」の唯一性的な2項対立性のほかに、②作品を評価して、「情感を感じられる巧拙を超えた表現」という場合の、「巧拙」の絶対的な2項対立性 ③合理的な疑いを超越する立証を要求される場合の、「超越」の否定的な2項対立性も考えられる〕

このような2つのものが合体して「新しいもの」が生じることを、小稿では「融合 (fusion)」という。烏山明 原作/渡辺彰則 編集『DRAGON BALL 大集合 6巻』(集英社、平成7年) 214頁参照。二項対立の<統合、融合>については、たとえば、ノーマン・マクリーン『マクリーンの川』(渡辺利雄・訳、集英社文庫、1999年、「訳者あとがき」、258~268頁所収)でいえば、<騒々しい喜劇的な人間の生きざまを描く乾いたユーモアと、時間を超越したような神秘的な体験という<<異質の要素が融和している>>展開は、2項対立が前提になっている点で、法の理解に資する。法律は、あるべき秩序について記述した文章であり、新たな法律を制定するときには、既存の社会は大きな影響を受けるため、悪影響を最小限に抑えるためには「理想はさておき、しばらくは/当分のあいだは、別のルールでいく」必要が生じることがある/素より2項対立であるからである(法制執務用語研究会『条文の読み方』有斐閣、2012年、009頁参照)。

57) 星『これからの出来事』(新潮文庫、平成10年) 20~27頁所収。

58) 啓蒙とは、カント「啓蒙とは何か」によれば、「それは人間が、みずから招いた未成年の状態から抜け出ることだ。未成年の状態とは、他人の指示を仰がなければ自分の理性を使うことができない」(中山元 訳『永遠平和のために/啓蒙と

- は何か 他3編』光文社古典新訳文庫、2006年、9～29頁所収、冒頭、10頁）状況をいう。「教育」に関して、ツルゲーネフは『父と子』で、主人公バザーロフに「人間はだれでも自分で自分を教育するもの」といわしめている（前掲・工藤訳、63頁）。
- 59) 桑田三郎・常磐忠允 訳『ラードブルフ著作集 第5巻 法における人間』（東京大学出版会、2006年、1～26頁所収）3、4頁および11、12頁参照。
- 60) 岩成達也『みどり、その日々を過ぎて。』（書肆山田、2000年）24頁。東日本大震災（2011年3月11日）での被害者の行動／人間の絆にふれて「我知らず相互に救いの手を差し伸べる人間」を「認識のかなたの者」とよび、両当事者を「まとめ、取る」、すなわち普通概念によって一括して整理統合するように（岩田靖夫「人間の絆と「無限」の栄光」『創文』2013-秋 No.11、1～3頁所収）、作者／読者はその現実的な立場を超えて、＜現在と未来に＞よく文学作品を活用できる。なお、「自己のかなた」というもっとも善いものについては、岩田靖夫『三人の求道者 ソクラテス・一遍・レヴィナス』（創文社、2006年）151頁参照。
- 61) 谷川俊太郎「若さゆえ」（『詩の本』集英社、2009年、051～053頁所収）051頁。
- 62) M. ブロンシュビク 関根秀雄訳『幸福の条件』（紀伊国屋書店、1956年）22頁参照。
- 63) カフカ・前掲『カフカ 傑作短篇集』151、152頁所収。
- 64) 本来は他人間の影響力についてということについては、松岡享子『子どもと本』（岩波新書、2015年）250頁を参照。なお、『聖教新聞』2015年5月9日 朝刊 「名字の言」参照。また、湊かなえ『花の鎖』（文春文庫、2013年）は、花の記憶が3人を繋いだ時に見えてくる衝撃的な事実について扱う。
- 65) 会田雄次『事実と幻想 続・日本人の意識構造』（講談社、昭和48年）158頁。
- 66) ユージン・オニール「日陰者に照る月 四幕」（喜志哲雄訳『今日の英米演劇 1』白水社、2006年、7～117頁所収）。
- 67) 『中日新聞』 2008年2月16日 朝刊 「中日春秋」参照。
- 68) 新宮一成『夢の構造』（弘文堂、昭和63年）「緒言」および212頁参照。夢が重要な地位をしめるのは「夢と無縁の書物などありえない」（タブッキ作／和田忠彦訳『夢のなかの夢』岩波文庫、2013年、「解説に代えて」145頁）からである。
- 69) マルチン・ブーバー 田口義弘訳『我と汝・対話』（みすず書房、1998年）36、37頁参照。すなわち物語を素にして、自身の啓蒙を図る（重ねる）のは読者の立場からすれば、普遍的ではあるが、作者も「改版」という形で、1人で先行と次行の二役を兼ねる（重ねる）からで、その両者共通のキー・ワードは「変化／上昇」といえる。
- 70) スーザン・ソントグ 富山太佳夫訳『書くこと、ロラン・バルトについて』（み

- すず書房、2009年) 103、106頁参照。
- 71) 宇野邦一『意味の果てへの旅』(青土社、1996年) 31、51頁および301、302頁参照。
- 72) 高橋和巳「想像の魔性について」(『高橋和巳全集 第十四巻』河出書房新社、1978年、205～208頁所収)。
- 73) 同上、208頁。
- 74) 前掲・注66)、オニール「日陰者に照る月」参照。
- 75) 新宮一成『夢分析』(岩波新書、2000年) 49、50頁参照。
- 76) イデイス・コップ 藤本陽子・黒坂和子訳「子供時代における想像力のエコロジー」(イデイス・コップ 黒坂和子編『自然への共鳴1 子供の想像力と創造性を育む』思索社、1989年、67～93頁所収) 参照。
- 77) 川島隆太・藤原智美『脳の力 科学と文学による 新「学問のすすめ」』(集英社、2006年) 104頁。
- 78) 塩野七生『ローマ人の物語 I—ローマは一日にして成らず—』(新潮社、1992年) 140頁。文庫版として『ローマ人の物語—ローマは一日にして成らず [下]』(新潮文庫、平成25年) 23頁。
- 79) ヴェルナー・ハイゼンベルク 山崎和夫 訳『真理の秩序』(筑摩叢書、1989年) 191頁参照。
- 80) 大隅 満「文学的想像力による地域創成—地域おこしとしての大江健一郎—」(大隅 満／鈴木健司・編著『大江健三郎研究—四国の森と文学的想像力—』リーブル出版、2004年、73～83頁所収) 78頁参照。
- 81) 新崎盛紀『直観力』(講談社現代新書、昭和53年)「まえがき」参照。
- 82) 瀬山士郎『数学 想像力の科学』(岩波科学ライブラリー、2014年) 10頁参照。なお、脳の海馬が想像力の源ではないかと考えて、「無限を突破する想像力のメカニズム」(津田一郎『心はすべて数学である』文藝春秋、2015年、34頁)が説明されている。
- 83) 「国民の教養」については、はやくから、たとえば、「是れ豈に最も国民に適切なる、教養を要する時機なりとせざらんや。然らば何を以て最も、国民に適切なる教養となすか」(北原種忠『國民之教養』皇道会出版部、明治45年、大正7年7刷、井上哲次郎「序」より) という表現にみるように、配慮されてはいる。
- 84) カント／篠田秀雄訳『純粹理性批判 (下)』(岩波文庫、1976年) 32頁。
- 85) H. L. ハート 矢崎光圀監訳『法の概念』みすず書房、2000年) 1頁、本文・冒頭)。
- 86) 勝本正晃『文藝と法律』(改造社、昭和4年) 6頁。
- 87) 鶴見俊輔『アメリカ哲学 (上)』(講談社学術文庫、昭和51年) 118頁参照。

- 88) T. イーグルトン 大橋洋一訳『文学とは何か 現代批評理論への招待』（岩波書店、1995年）13～15頁参照。「読む」行為は、「書く」行為に比して、受動的のように思われがちであるが、そこには主体的な意志が関係しており、能動性が感じられることについて、また、「読む」行為が心のなかに浮かばせるイメージが外からあたえられるイメージとは異なることについて、河合隼雄『『読む 聴く』の大切さ』（河合／立花隆／谷川俊太郎『読む力・聴く力』岩波書店、2006年、3～6頁所収）を参照。
- 89) 内田義彦『読書と社会科学』（岩波新書、1985年）85頁。
- 90) 外山滋比古『「読み」の整理学』（ちくま文庫、2013年）17、197～204頁参照。
- 91) 大江健三郎「創造の原理としての創造力」（『岩波講座 文学 2 創造と想像力』岩波書店、1976年、3～26頁所収）25頁。三島由紀夫によれば、言葉ほど「人間の性格や生き立ちを、はっきり露呈するものはな（い）」（三島『文学的人生論』知恵の森文庫、2004年、41頁）のである。
- 92) 中井正一『美学入門』（中公文庫、2010年）17、18頁。
- 93) 菊谷和宏『「社会」の誕生』（講談社選書メチエ、2011年）6頁。
- 94) マイケル・ポラニー 佐藤敬三＝訳 伊東俊太郎＝序『暗黙知の次元』（紀伊國屋書店、1992年）15頁。
- 95) 大竹昭子「かたり」と「ここ」（『日本経済新聞』2014年8月27日朝刊）参照。
- 96) 串田孫一『季節の折々に』（未来社、1985年）205頁参照。
- 97) 串田孫一「汽車の窓」（同上・串田『季節の折々に』94、95頁所収）参照。
- 98) サルトルによれば、「人間の意識は現実超越の超越の能力として本質的に自由である」という。この点につき、長谷正當『象徴と想像力』（創文社、昭和62年）84頁参照。
- 99) 大和資雄『文学概論』（三共出版社、大正15年）7、8頁参照。
- 100) 岡田善明『英語教育の精神と実践』（春風社、2013年）155頁参照。
- 101) しかし、そのような結果にはならないことについては、注3)の図を参照。「学問の統合と変更」については、たとえば小林康夫／聞き手・中野稔「人文科学の現状を危惧」（『日本経済新聞』2014年8月27日夕刊）参照。また、勝本正晃『法律より見たる日本文学』（巖松堂、1934年初版、1940年再版）8頁参照。
- 102) 末川博『民衆のための法律学』（講談社学術文庫、昭和51年）22頁参照。
- 103) 船越・前掲『批判法学の構図』書籍案内および「はしがき」参照。
- 104) E. W. サイド著 村山敏勝／三宅敦子 訳『人文学と批評の使命 デモクラシーのために』（岩波書店、2006年）アキール・ビルグラミ「序文」参照。
- 105) 自己批判／警告機能を内部で維持し難いために、作者／読者の関係の外に「カナリア」を据える。本文 5-4 および 注154)を参照。